

## 手数料改定のお知らせ

貴金属製品品位証明手数料につきまして、平成26年4月1日返却分(宅配は発送分)から、消費税相当分を5%から8%として下表のとおり、改定させていただくこととなりましたので、お知らせいたします。

## 貴金属製品品位証明手数料(平成26年4月1日返却分より)

品位証明手数料は、貴金属製品の区分及び依頼個数並びに品目に応じ、次の表に掲げる金額又は計算式により算出した金額とします。

(単位:円)

区分	品目 依頼個数	指輪、ネックレス、ネクタイ止め、カフス釦、バッチ、ブローチ、イヤリング、時計側、その他1個(コンビ製品は2個)の部品で作られているもの	盃、バックル、眼鏡枠、鎖、猪口、その他2個(コンビ製品は3個又は5個)の部品で作られているもの	茶釜、茶瓶、トロフィ、盾、その他3個以上(コンビ製品は6個以上)の部品で作られているもの
白金製品	1～10	3,370	6,110	8,920
	11～30	337×依頼個数	611×依頼個数	892×依頼個数
	31～60	10,110+ 303×(依頼個数-30)	18,330+ 550×(依頼個数-30)	26,760+ 803×(依頼個数-30)
	61～	19,200+ 270×(依頼個数-60)	34,830+ 489×(依頼個数-60)	50,850+ 714×(依頼個数-60)
金製品	1～10	1,470	2,240	3,370
	11～30	147×依頼個数	224×依頼個数	337×依頼個数
	31～60	4,410+ 132×(依頼個数-30)	6,720+ 202×(依頼個数-30)	10,110+ 303×(依頼個数-30)
	61～	8,370+ 118×(依頼個数-60)	12,780+ 179×(依頼個数-60)	19,200+ 270×(依頼個数-60)
銀製品	1～10	770	1,550	2,240
	11～200	77×依頼個数	155×依頼個数	224×依頼個数
	201～400	15,400+ 69×(依頼個数-200)	31,000+ 140×(依頼個数-200)	44,800+ 202×(依頼個数-200)
	401～	29,200+ 62×(依頼個数-400)	59,000+ 124×(依頼個数-400)	85,200+ 179×(依頼個数-400)
コンビ製品 (白金及び金を接合した製品をいう。)	1～10	4,220	7,170	10,530
	11～30	422×依頼個数	717×依頼個数	1,053×依頼個数
	31～60	12,660+ 380×(依頼個数-30)	21,510+ 645×(依頼個数-30)	31,590+ 948×(依頼個数-30)
	61～	24,060+ 338×(依頼個数-60)	40,860+ 574×(依頼個数-60)	60,030+ 842×(依頼個数-60)

- 備考 1. 上記手数料には、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税に相当する金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税に相当する金額を含みます。
2. 種類又は品位を異にする貴金属を接合した貴金属製品(コンビ製品を除く。)の場合は、種類又は品位を異にする部分ごとに、それぞれ上記の区分による製品を1個とみなします。
3. 品位試験分析手数料(品位試験の結果、不合格となった貴金属製品を返還する場合の手数をいう。)は、以上により算出した手数料に100分の80を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)とします。